

県歯協だより

Vol.239 2022.10

鹿児島県歯科医師協同組合
鹿児島市照国町 13 番 15 号
TEL : 099-222-6982
FAX : 099-226-3353
MAIL : kyokumi@8020kda.jp



歯科用貴金属の価格改定に伴う 手書き用レセプトの対応について

10月1日診療分からの改定に伴う協同組合販売の手書き用レセプトにつきまして、
今回は様式の改定を行いません。現行様式を取り繕ってご使用ください。

取り繕い方法につきましては、9月臨時発送同封の社会保険委員会からの各種お知らせをご参照ください。

協同組合学術研修会のご案内 ～令和の Cariology と Periodontology～

協同組合では、組合員や歯科医院で働くスタッフに対して歯科医療技術の向上を図るための研修会を種々開催しておりますが、今年度はハイブリッド形式（会場受講+Web 受講）で下記のとおり開催いたします。

日時	令和4年12月11日（日）10:00～13:00
場所	鹿児島県歯科医師会館 4階多目的ホール（鹿児島市照国町13-15） または Web (Zoom) … PC・タブレット・スマホなどで参加できます。
定員	会場受講 先着50名
受講料	県歯会員 3,000円 / スタッフ 1,000円
講師	大阪大学大学院歯学研究科予防歯科学 天野 敦雄 教授

詳細・お申込みは同封の申込書をご利用ください。



団体定期保険 配当金のお知らせ

今期の団体定期保険(グループ保険)の配当金の振込予定をお知らせいたします。
振込口座は変更されていない限り前回と同じ口座になります。

※保険期間:2021年8月1日~2022年7月31日

振込予定・・・・・・・・11月中(時期未定)



中途での加入・増額も可能ですので、この機会に是非ご検討ください。

小規模企業共済のご案内

小規模企業共済とはどんな制度ですか？

国がつくった経営者のための退職金制度です。

- 小規模企業の経営者や個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。(医療法人は、対象外となります)
- 加入者数は、全国で約147万人です。(R2.3月現在)
- 掛金は全額を所得控除できるので、節税効果抜群です。

<小規模企業共済のお得なポイント>

1. 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から70,000円の範囲で自由に選べます。

払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、所得控除の対象となります。

2. 受取時も税制メリット

共済金は、廃業や退職時の他、65歳以上で180ヶ月(15年)以上掛金を納付した方も受け取ることが出来ます。

受取は、「一括」「分割」「一括と分割の併用」があり、また税制のメリットもあります。

一括受取 ⇒ 退職所得扱い

分割受取 ⇒ 公的年金等の雑所得扱い など

3. 資金に困ったら・・・

事業資金に困った場合、掛金納付月数により掛金の7割から9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

※詳細は、協同組合事務局までお問合せください。TEL 099-222-6982